投資運用業者の参入促進

課題と対応

課題

● 登録に当たり、運用人材の確保に加え、ミドル・バックオフィス業務の人材も確保する負担大

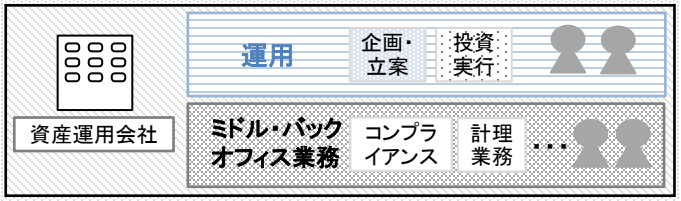

● 分業化が進展する欧米では、更に、運用の企画・立案をする業者がファンドの運営機能に特化し、運用（投資実行）を全部委託する形態が一般的

日本の現行法

ファンドの運営機能（企画・立案）に特化することは不可

対応

「ミドル・バックオフィス業務」の委託に係る制度整備

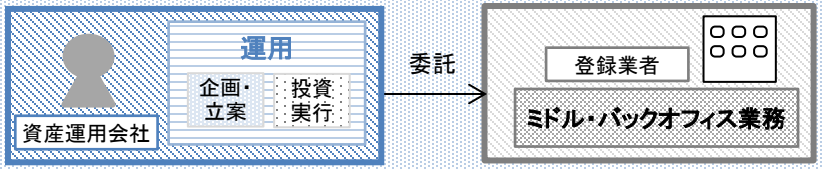

登録要件の緩和　　任意の登録制度を新設

ファンドの運営機能（企画・立案）への特化を可能とする

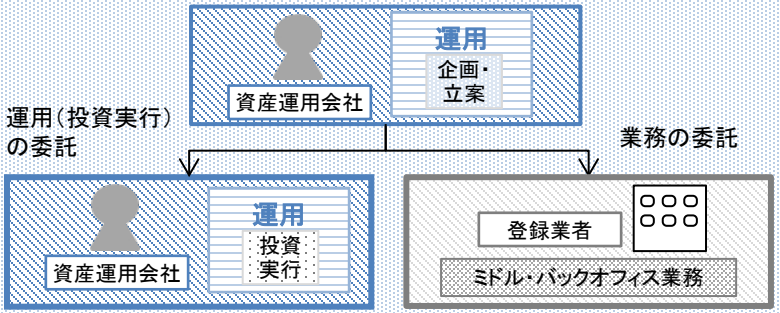

改正事項

ミドル・バックオフィス業務に係る業の創設と投資運用業の登録要件緩和

■ 投資運用業者から計理業務、コンプライアンスのための業務を受託する業者の任意の登録制度を創設。行為規制（善管注意義務等）等を適用し、当局により直接モニタリング【改正金商法第66条の71等】

■ 当該登録業者に委託した場合には、投資運用業の登録要件を緩和（人的な体制の整備）【改正金商法第29条の4第1項第1号の2等】

■ 投資運用業者が金銭等の預託を受けない場合は、資本金・純財産額要件を引下げ（5000万円→1000万円）。そのため、投資運用業の登録時に預託を受けない旨の記載を義務付け【改正金商法第29条の2第1項第5号の2】

運用（投資実行）権限の全部委託を可能とする

■ 投資運用業者が、ファンドの運営機能（企画・立案）に特化し、様々な運用業者へ運用（投資実行）を委託できるよう、運用（投資実行）権限の全部委託を可能とする【改正金商法第42条の3第2項、改正投信法第12条等】

■ 運用（投資実行）権限を委託する場合には、委託元（ファンドの企画・立案をする投資運用業者）が運用の対象や方針を決定し、委託先を管理することを義務付け【改正金商法第42条の3第2項】